令和７年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金
（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））　公募要領

令和８年４月２４日
改訂　令和８年７月　３日
改訂　令和８年１１月　４日

公益財団法人　日本自動車輸送技術協会

公益財団法人日本自動車輸送技術協会（以下「JATA」という。）では、環境省から脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））の交付決定（令和８年２月６日付け）を受け、タクシー事業者、バス事業者等が CO2 排出削減効果を有する電気自動車（バッテリー交換式電気自動車を含む。以下同じ。）、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び水素内燃機関型自動車（以下「電気自動車等」という。）を導入する事業に要する経費を補助することにより、電気自動車等の普及初期の導入加速を支援し、もって価格低減による産業競争力強化・経済成長と脱炭素社会の構築を推進することを目的とする事業を実施します。

本補助金の概要、対象事業、応募方法及びその他留意事項は、本公募要領に記載するとおりですので、応募される方は本公募要領を熟読のうえ、令和７年度（補正予算）脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））交付規程（令和８年３月１６日輸技協事第７－３７号。以下「交付規程」という。）にしたがって手続を行うようお願いいたします。

補助金の応募をされる皆様へ

本補助金については、国庫補助金である公的資金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、JATA としましても補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金を申請される方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして十分ご認識をされたうえで、応募の申請を行っていただきますようお願いします。

- 申請者が JATA に申請する内容及び提出する書類には、いかなる理由があっても虚偽の記述を行わないでください。
- 本事業により導入される電気自動車等の充放電に必要な充電設備等（以下「充電設備等」という。）又は電気自動車等の申請に関し、安全面及び法規面については申請者が十分に確認し申請者の責任の下に設置・導入してください。JATA は、本補助金の交付対象として申請された充電設備等又は車両について、本補助金の要件を満たしているか否かは審査しますが、安全面や法規面については何ら保証するものではありません。
- 充電設備等の設置に関し、申請者は設置する土地の使用権限を有していることを十分に確認し申請者の責任の下に設置してください。
- 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄すること等をいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について JATA の承認を受けなければなりません（以下、「財産処分」という。）。なお、JATA は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
- 補助事業の適切かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。また、不具合の発生時には、速やかにその内容について JATA に報告する必要があります。
- 間接補助事業に関して不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消しを行うとともに、支払い済みの補助金のうち取り消す対象となった額を返還していただくことになります。
- なお、補助金に係る不正行為に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）第 29 条から第 32 条までにおいて、刑事罰等を科す旨規定されています。

本補助金についての申請方法については、以下の種類があります。それぞれ申請に対する条件がありますので、申請の際にはよく注意してください。

・通常申請：補助対象車両、充電設備等を購入する前に行う申請。申請受付は受付期間内（単年度）を原則とします。

・実績申請：補助対象車両を購入後に行う申請。充電設備等については、実績申請は認められません。

・複数年度申請：補助対象車両の導入と充電設備等の設置を別の年度に行う場合の申請方法です。補助金の交付は単年度ごとに行うこととなるため、各年度、補助金の交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります。２ヶ年度目の補助事業は、政府において所要

の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものです。この申請を行う場合は、余裕を持って必ず事前に JATA に相談を行って下さい。

・国庫債務負担行為を活用した申請：以下の①又は②を導入する場合であって、単年度で事業を行うことが困難なときには、本制度を利用することで、当年度内に事業が終了せず翌年度に終了する場合であっても申請可能となります。この場合、補助金の支払いは令和９年度に行われます。この申請を行う場合は、余裕を持って必ず事前に JATA に相談を行って下さい。

① 令和９年１２月１７日までに新車として新規登録されるバス車両（自治体又は公営企業が使用するもの、燃料電池自動車、水素内燃機関型自動車その他契約から納車までに長期間を要する車両に限る。）

② ①と一体となって整備される充電設備等

１．補助金の目的と性格

○　この補助金は、タクシー事業者、バス事業者等が CO2 排出削減効果を有する電気自動車等を導入する事業に要する経費を補助することにより、電気自動車等の普及初期の導入加速を支援し、もって価格低減による産業競争力強化・経済成長と脱炭素社会の構築を推進することを目的としています。

○　事業の実施によるエネルギー起源 CO2 の排出量が確実に削減されることが重要です。このため、事業完了後は、CO2 削減効果について事業報告書を環境大臣（以下「大臣」という。）に提出していただくことになります。また、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとともに、導入車両又は充電設備等が環境省補助事業によるものである旨の表示（ステッカーの貼付）などが必要となります。

○　これらの義務が十分果たされないときは、JATA より改善のための指導を行うとともに、事態の重大な事案については、交付決定を取り消すこともあります。また、新たな申請を受理しない場合もあります。

２．補助対象事業の要件

（１）対象自動車

次に掲げる自動車のうち、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第２条第３項に規定する旅客自動車運送事業及び同法第７８条第２号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する乗車定員１０人以下の車両（以下「タクシー等車両」という。）であって、ＪＡＴＡホームページに掲載している「補助対象車両一覧表」の自動車(経済産業省のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の対象)を導入する事業又は JATA のホームページに事前登録された自動車をタクシー等車両として導入する事業並びに乗車定員１１人以上の車両（以下「バス車両」という。）でＪＡＴＡのホームページに事前登録されたバス車両を導入する事業を対象とします。ただし、反復・継続した走行が見込まれない場合（短期間の実証運行等）については、補助対象としないこととします。

①　電気自動車（車両に搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車）

②　プラグインハイブリッド自動車（車両に搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な自動車）

③　燃料電池自動車（車両に搭載された燃料電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車）

④　水素内燃機関型自動車（水素を燃料とした内燃機関を原動機として駆動する自動車）

なお、国庫債務負担行為による補助の対象車両は、令和９年１２月１７日までに新車として新規に登録するバス車両であって、自治体又は公営企業が使用するもの、燃料電池自動車、水素内燃機関型自動車その他契約から納車までに長期間を要する車両となります。

（2）充電設備等

①　充電設備等は、急速充電器、普通充電器、V2H、外部給電器、高圧受電設備及びバッテリー交換式電気自動車の運用に必要な設備（交換用バッテリー（リアルタイムでバッテリーの所在を把握できるものに限る。以下同じ。）及び交換ステーション等）とし、急速充電器、普通充電器、V2H、外部給電器にあってはメーカー名及び型式等は経済産業省の「クリー

ンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の交付対象の機器であること（なお、当該機器については、ＪＡＴＡホームページに「補助対象充電設備型式一覧表」として掲載されている）。高圧受電設備及びバッテリー交換式電気自動車の運用に必要な設備（交換用バッテリー及び交換ステーション等）については、ＪＡＴＡが個別に審査する。

② 設置場所は申請事業者の敷地（事業所、営業拠点）等に設置するものであること。借地は６年以上の契約、許諾が必要です（ただし土地が国又は地方公共団体の場合はこの限りではない）。

③ 電気自動車用充電設備等の導入に必要な工事費（本工事費、付帯工事費）については、JATA が認めた設備費、業務費及び事務費であること。ただし、本事業に関係のない工事費や手数料は含めないものとします。

④ 高圧受電設備・設置工事費は、非化石エネルギー自動車の導入計画（交付規程様式第１（その４の１）又は様式第１（その４の２））に記載した 2030 年度までの導入計画台数に合わせた規模の申請を可能とします。

⑤ 充電設備は、当該充電設備と一体的に導入した車両の使用者が使用する車両（本事業※で導入したものに限る。）の充電に使用することが基本になります。その上で、当該車両の充電・稼働に支障のない範囲で、他の車両に使用することは可能とします。また、課金装置については使用できない状態であることが必要です。

⑥ 国庫債務負担行為による補助の対象充電設備は、２.（１）にて国庫債務負担行為の対象となるバス車両と一体となって整備される充電設備等に限ります。

（３）補助対象車両等の申請方法及び登録

① 補助対象車両等を購入する前に行う申請を「通常申請」、補助対象車両を購入後に行う申請を「実績申請」とします。

通常申請における車両は、申請時において契約又は発注は可能ですが交付決定日後に納車（新規登録）をしていただく申請方法です。一方、改造に係る自動車については交付決定後に契約、発注となります。また、充電設備等は交付決定日後に契約、発注及び工事着工をすることになります。

実績申請については、既に車両を納車（新規登録）後に各種書類を整え申請して頂く申請方法です。実績申請は車両のみが対象です。

② 補助対象車両は、令和８年１月１３日から令和９年３月３日（補助対象車両を購入後に実績申請する場合は令和９年１月２９日）までに、申請事業者が新車として新規に登録する（された）車両とします。（割賦販売による所有権留保は認められません。）

③ 電気自動車等への改造を行う自動車（以下「改造車」という。）を導入する場合は、改造車の登録を令和９年３月３日までに完了してください。また、申請方法は通常申請に限ります。

④ 充電設備等の設置及び完了実績報告、並びに新規登録車両の完了実績報告は令和９年３月１０日までに完了してください。

⑤ 充電設備等の申請を行う場合は、「車両台数≧充電設備等の口数」でなければなりません。また、補助対象車両に正しく充電できるものでなければなりません。

⑥ 令和７年度補正予算において複数年度事業を申請する場合の補助対象車両は、令和８年１月１３日から令和９年１２月１７日までに新車として新規に登録する（された）車両に限ります。（割賦販売による所有権留保は認められません。）また、改造された自動車について申請

する場合は、改造に係る自動車の登録を令和９年１２月１７日までに完了してください。(実績申請は不可です。）充電設備の設置の完了及び完了実績報告、並びに新規登録車両の完了実績報告は令和９年１２月２４日までに完了してください。

⑦ 国庫債務負担行為による補助の対象は、令和９年１２月１７日までに新車として新規に登録するバス車両であって、自治体又は公営企業が使用するもの、燃料電池自動車、水素内燃機関型自動車その他契約から納車までに長期間を要する車両及び当該バス車両と一体となって整備される充電設備等とします。この場合の補助金の交付は、すべての補助事業が完了した後に行われます。充電設備の設置の完了及び完了実績報告、並びに新規登録車両の完了実績報告は令和９年１２月２４日までに完了してください。

⑧ 申請時において、財産処分の制限期間内に使用者の変更が予定されており、計画が示される場合は財産処分の対象とはならない場合があるため、事前に JATA にご相談ください。

３．補助対象事業者

（１）本事業において、補助金の交付を申請できる者（補助対象事業者）は、次に掲げる者とします。

① タクシー等車両を事業の用に供する者又はバス車両を運行の用に供する者

② タクシー等車両のリース又はバス車両のリース・レンタルを業とする者（リースにあっては①、③、⑥又は⑦に貸し渡す者に限る。）

③ 特定旅客自動車運送事業者に自らが所有する又は使用するタクシー等車両又はバス車両を貸与のうえ、旅客運送を委託する学校法人又は企業等

④ 旅客自動車運送事業の分社等により、自らが 50%を超える出資比率によって設立した子会社たる旅客自動車運送事業者に、自らが所有するタクシー等車両又はバス車両を貸与する者

⑤ タクシー等車両又はバス車両と一体的に導入される充電設備等を所有する者（①、②、③、④、⑥又は⑦のタクシー等車両又はバス車両と一体的に導入される場合に限る)。

⑥ 地方公共団体

⑦ 上記①から⑥までのいずれかに該当する複数の者にて構成されるコンソーシアム（共同事業体）

⑧ その他大臣の承認を得てＪＡＴＡが適当と認める者

補助対象事業者（⑥を除く。）のうち、多排出者（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス）実施要領第３（２）①の「多排出者」をいう。）については、交付申請日までに、以下（ⅰ）及び（ⅱ）の CO2 排出削減のための取組の実施について表明するものに限ります。なお GX リーグ（注１）に参加するものについては、これらの取組を実施するものとみなします。

（ⅰ）令和８年度及び令和 12 年度の国内におけるＳｃｏｐｅ１（事業者自ら排出）・Ｓｃｏｐｅ２（他社から供給された電気・熱・蒸気の使用）に関するＣＯ２排出削減目標を設定し、公表すること。また、令和８年度以降毎年度の排出実績及び目標達成に向けた進捗状況を、第三者による検証を経て、毎年度公表してください。

（注）第三者検証については、「ＧＸリーグ第三者検証ガイドライン（注２)」に則ってください。

（ⅱ）（ⅰ）で掲げた目標を達成できない場合には Ｊ クレジット若しくはＪＣＭその他国内のＣＯ２排出削減に貢献する適格カーボン・クレジットを調達する、又は未達理由を公表

してください。

注１　ＧＸリーグホームページ https://gx-league.go.jp/を参照してください。

注２　https://gx-league.go.jp/rules/verification/を参照してください。

補助対象事業者（レンタルを業とする者を除く。リースを業とする者にあっては、貸渡先の事業者）は、国で定める目標（目安）に準じる非化石エネルギー自動車の導入計画を設定しなければなりません。

レンタルを業とする者は、非化石エネルギー自動車の導入計画を設定しなければなりません。

（２）（１）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、申請できません。

① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者

② 旅館業法（昭和２３年法律第１３８号）第３条第１項に規定する許可を受け旅館業を営む者であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第６項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者

③ ①及び②に掲げる者の他、本補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと JATA が判断する者

４．補助金額等

（１）自動車の基準額

自動車の基準額は、JATA のホームページ上の「補助対象車両一覧」に記載しています。基準額は補助金の上限額となります。

ただし、値引きされていると判断される場合には、「補助対象車両一覧」に記載されている基準額から、下表に示すように値引額に応じた金額を差し引いた額を補助金額とします。

区　分		基準額から差し引く額
バス車両又は 乗車定員９人以上の タクシー等車両	電気自動車	値引き額 注1×２／３
	プラグインハイブリッド自動車	
	燃料電池自動車又は 水素内燃機関型自動車	値引き額 注1×１／２
乗車定員８人以下の タクシー等車両	電気自動車	値引き額 注1・2×１／４
	プラグインハイブリッド自動車	値引き額 注1・2×１／５
	燃料電池自動車又は 水素内燃機関型自動車	値引き額 注1・2×１／３

注１　値引額については、購入する車両メーカー・販売店に確認し記載する。値引がない場合は 0 円と記載する。（値引額とは、事前に登録された車両本体価格(非公表)から補助対象経費を減じた額とする。）。

注２　乗車定員８人以下のタクシー等の車両について、車両本体価格が燃料電池自動車・水素内燃機関型自動車にあっては 1,000 万円以上、電気自動車・プラグインハイブリッド自動車にあっては 600 万円以上である場合には、以下の記載とすること。

（１）燃料電池自動車・水素内燃機関型自動車

補助対象経費（※）が 1,000 万円以上の場合の値引額：０円

補助対象経費（※）が 1,000 万円未満の場合の値引額：1,000 万円－補助対象経費（補助対象車両価格）

（2）電気自動車・プラグインハイブリッド自動車

補助対象経費（※）が 600 万円以上の場合の値引額：0 円

補助対象経費（※）が 600 万円未満の場合の値引額：600 万円－補助対象経費
（補助対象車両価格）

※上記、補助対象経費には寄付金その他の収入も加味される。

（2）充電設備等の補助基準額

① 充電設備等の補助金交付上限額は、型式ごとに定めたものを JATA ホームページ掲載の「補助対象充電設備型式一覧表」に記載しております。

② 充電設備工事費の補助基準額は下表の通りです。（額の単位：万円）

ア.急速充電

区　　分	急　速　充　電			
対象設備	150kW 以上	90kW 以上	50kW 以上	10kW 以上
補助率 (補助額に上限額あり)	機器補助率：1/1 工事補助率：1/1		機器補助率：1/2 工事補助率：1/1	
機器上限額	500(1 口) 700(2 口) 350×口数(3 口以上)	400(1 口) 500(2 口) 250×口数(3 口以上)	400(1 口) 500(2 口)	60
工事費上限額 （1 台あたり）	500	400	280	108

イ.普通充電

区　　分	普　通　充　電				
対象設備	ケーブル付き 充電設備		コンセント スタンド	コンセント	
	6kW 以上	6kW 未満		機械式	平置き
補助率 (補助額に上限額あり)	機器補助率：1/2 工事補助率：1/1				
機器上限額	35	25	11	7	
工事費上限額（1 台あたり）	135		135	135	95

ウ.バッテリー交換式充電

区　　分	バッテリー交換式充電設備
対象設備	
補助率 (補助額に上限額あり)	設備補助率：1/2 工事補助率：1/1
機器上限額	200×台数
工事費上限額（1 台あたり）	１０００

エ.V2H・外部給電器

区　　分	V2H 充放電設備	外部給電器
対象設備		
補助率 (補助額に上限額あり)	設備補助率：1/2 工事補助率：1/1	設備補助率：1/3
設備上限額	75	50
工事費上限額（1 台あたり）	95	－

③　高圧受電設備・設置工事費補助基準額は下表の通りです。（額の単位：万円）

区　　分	高圧受電設備・設置工事費				
設備総出力	350kW 以上	250kW 以上	150kW 以上	90kW 以上	50kW 以上
補助率 (補助額に上限額あり)	1/1				
上限額	900	750	600	450	300

5．予算総額

１０５億円

国庫債務負担行為分　令和９年度　３９．３億円（バス車両及びバス車両と一体的に導入する充電設備等のみ）

6．申請者

車両導入に対する補助金を申請できる者は、補助対象車両の自動車検査証※に記載される所有者に該当する者又は所有者となっている者（既に購入している場合）です。従いまして、リースの場合は、リース事業者となります。レンタルの場合はレンタル業者となります。

また、充電設備等に対する補助金を申請できる者は、当該充電設備等と一体的に導入される車両の自動車検査証上の所有者又は使用者となる者でかつ、本事業で導入される車両と一体的に導入される充電設備等の所有者となります。原則として、リース形態による充電設備等の申請は可能ですが、車両がリース形態である場合、車両のリース会社と同一である必要があります。

※　2．（3）②の新車新規登録時に交付された自動車検査証

7．申請受付

（1）受付期間など

受付期間、予算額及び申請にかかる留意事項については以下のとおりです。

受　付　期　間	留　意　事　項
1．通常申請、実績申請、複数年度申請の初年度 タクシー等車両・バス車両・充電設備等 令和 8 年 4 月24日（金）～令和 9 年1月29日（金）	・申請にかかる審査は、申し込み順に行います。 ・予算額の残額が２割程度に達した場合には、当該日付以降は申し込み順による審査を行うことはせず、当該日付から１か月（30 日）後までに申し込みのあったすべての交付申請を対象に審査を行います。なお、予算残額を超える申請があった場合には、初めて申請を行う者や脱炭素先行地域に選定された地域内の事業所等に導入する者を優先して採択するなど、総合的に判断して決定します。
2．国庫債務負担行為 バス車両・充電設備等 令和 8 年 4 月24日（金）～令和 9 年3月31日（水）	

（2）申請の方法

申請は、原則として JATA 電子申請システム[注1]から行ってください。当協会からの連絡、通知書等の送付につきましては、担当者のＥメールアドレスへご連絡いたします。

注１：JATA タクシー・バス補助金ホームページ

専用ページにつきましては、開設後にＪＡＴＡホームページ（https://ataj.or.jp/）にてお知らせいたします。

8．補助金申請の方法

申請対象自動車等	申　請　方　法
・電気自動車タクシー ・プラグインハイブリッド自動車タクシー ・燃料電池自動車タクシー又は水素内燃機関型自動車タクシー ・電気自動車バス ・プラグインハイブリッド自動車バス ・燃料電池自動車バス又は水素内燃機関型自動車バス	・通常申請又は実績申請とする
・改造車タクシー、改造車バス	・通常申請とする
・充電設備等	・通常申請とする

※　通常申請、実績申請については公募要領 2.（3）をご参照ください。

※　国庫債務負担の申請は、令和９年１２月１７日までに新車として新規登録されるバス車両（自治体又は公営企業が使用するもの、燃料電池自動車、水素内燃機関型自動車その他契約から納車までに長期間を要する車両に限る。）及びこれと一体となって整備される充電設備等が対象となります。

9．補助金申請書等必要書類の提出

申請に必要な書類は、通常申請については次の（１）、実績申請については次の（２）、複数年度事業申請については次の（３）、国庫債務負担行為による申請ついては次の（４）に記載しております。（申請の内容によっては、必要に応じて（１）～（４）に記載されている書類以外の資料を追加で求めることがあります。）

なお、提出書類については、JATA 電子申請システムの画面を見ながら直接入力することにより提出していただくものと、作成した資料をアップロードすることにより提出していただくものがあります。

また、提出書類のオリジナルファイルについては、間接補助事業の完了の日の属する年度終了後５年間又は法定耐用年数のいずれか長い期間、申請者において保管するようお願いします。

（1） 通常申請の場合

・その１の１：交付申請時（車両のみ申請の場合）

※車両は申請時点で契約又は発注済みでも可能です（改造車は除く）。

様式類	①交付規程様式第１（交付申請書）	・システムへの入力のため、様式記入による提出は不要
	②交付規程様式第１（その２の１）（実施計画書（車両））	
	③交付規程様式第１（その３の１）（誓約書）	・入力したファイルをシステムにアップロード
	④交付規程様式第１（その３の２）（表明書） ※令和４年度 CO2 排出量２０万トン以上の事業者が申請者あるいは使用者である場合に提出すること。	・システムへの入力(表明)
	⑤交付規程様式第１（その４の 1 あるいはその４の 2）（国で定める目標（目安）に準じる非化石エネルギー自動車の導入計画書） ※リース等の場合は貸渡し先等使用者の計画とする。	・入力したファイルをシステムにアップロード
申請者の事業証明	・法人の場合 現在事項全部証明書の写し（コピー）（初回申請時のみ。申請時に発行後３か月以内のもの） **※初回申請時以降、必要項目が変更になった場合は、再提出をお願いいたします。** ・個人事業者の場合 住民票の写し（コピー）（申請時に発行後 3 か月以内のもの）又は自動車運転免許証の写し（コピー）（裏面に記載のある場合は裏面のコピーも添付すること） ※個人番号情報が記載されている場合は当該箇所を黒塗りにして提出すること。	
導入車両	①自動車購入契約書の写し（コピー） 発注書、注文書でも可。車両本体価格、納車予定日を明記しているもの(見積書での提出も可としますが、その場合は納車予定日の記載が不要) ※車名・通称名・型式は補助対象車両情報一覧の内容どおりに記載されていること	
リース契約の場合の資料	①自動車リース契約書 契約締結前の場合は契約予定者及び対象物等必要事項が記載された契約書（案）の写し（コピー）	
	②リース料金算定根拠明細書 （補助金がリース料金に反映されていることが確認できるもの） ※補助金の一括還元は認められていません。また、指定の様式はありません。JATA ホームページに掲載の例をご参照ください。	
	③リース先の事業証明 「申請者の事業証明」に準ずる。 ・法人の場合 現在事項全部証明書の写し（コピー）（初回申請時のみ。申請時に発行後３か月以内のもの） **※初回申請時以降、必要項目が変更になった場合は、再提出をお願いいたします。** ・個人事業者の場合 住民票の写し（コピー）（申請時に発行後 3 か月以内のもの）又は自動車運転免許証の写し（コピー）（裏面に記載のある場合は裏面のコピーも添付すること） ※個人番号情報が記載されている場合は当該箇所を黒塗りにして提出すること。	
	④転リースの場合は、リース先と使用者間の上記①～③の資料	

補助対象事業者に関わる書類	自家用有償旅客運送事業許可証又は認可証	・該当する場合のみ
	運行委託契約書	
改造車	改造を施す車両の自動車検査証記録事項（コピー）	・改造の場合のみ
	改造に係る見積（コピー） ・部材費の詳細が記載されていること（“改造キット一式”のような内容は認めない） ※申請日時点で有効なもの。改造作業については相見積を取得すること。取得が難しい場合は、前もって JATA に連絡・相談すること。	
	改造業者の会社概要がわかる資料 ・パンフレット等の写し ・特定整備事業の認証書 ※ここでは、改造作業を行う事業者についての資料となる。	

・その１の２：交付申請時（充電設備等のみの申請をする場合）

注意：充電設備等は車両とは異なり実績申請はありませんので、必ず交付決定日後に契約、発注及び工事着工としてください。申請時点で契約、発注、工事着工のいずれかを行った場合は補助金の対象となりません。

様式類	①交付規程様式第１（交付申請書）	・システムへの入力のため、様式記入による提出は不要
	②交付規程様式第１（その２の２）（実施計画書（充電設備等）） ※キュービクルの出力単位はｋＷとすること。	
	③交付規程様式第１（その３の１）（誓約書）	・入力したファイルをシステムにアップロード注１
	④交付規程様式第１（その３の２）（表明書） ※令和４年度 CO2 排出量２０万トン以上の事業者が申請者あるいは使用者である場合に提出すること。	・システムへの入力(表明)注１
申請者の事業証明	・法人の場合： 現在事項全部証明書の写し（コピー）（初回申請時のみ、申請時に発行後３か月以内のもの） **※初回申請時以降、必要項目が変更になった場合は、再提出をお願いいたします。** ・個人事業者の場合： 住民票の写し（コピー）（申請時に発行後 3 か月以内のもの）又は自動車運転免許証の写し（コピー）（裏面に記載のある場合は裏面のコピーも添付すること） ※個人番号情報が記載されている場合は、当該箇所を黒塗りにして提出すること。	注１
リース契約の場合の資料（充電設備）	①充電設備リース契約書 契約締結前の場合は契約予定者及び対象物等必要事項が記載された契約書（案）の写し（コピー）	
	②リース料金算定根拠明細書（補助金がリース料金に反映されていることが確認できるもの） ※補助金の一括還元は認められていません。また、指定の様式はありません。JATA ホームページに掲載の例をご参照ください。	
	③リース先の事業証明 「申請者の事業証明」に準ずる。 ・法人の場合 現在事項全部証明書の写し（コピー）（初回申請時のみ。申請時に発行後３か月以内のもの） **※初回申請時以降、必要項目が変更になった場合は、再提出をお願いいたします。** ・個人事業者の場合 住民票の写し（コピー）（申請時に発行後 3 か月以内のもの）又は自動車運転免許証の写し（コピー）（裏面に記載のある場合は裏面のコピーも添付すること） ※個人番号情報が記載されている場合は当該箇所を黒塗りにして提出すること。	
	④転リースの場合、リース先と転リース先間の①～③の資料	

導入説明	充電設備等の導入に関する説明書 ※下記のアイウをご説明ください。様式の指定はありません。 ア 充電設備等の設置位置と導入車両の使用の本拠の位置（車庫）の関係を説明 ・事業所等(車両の使用の本拠の位置)と充電設備等の設置予定位置をご説明ください。地図(図面)を用いるなどをしてご説明いただく方法もございます。 イ 充電設備等の標準的な使用状況を説明 ・一日の中で車両運行と充電をどのように使用するのかをご説明ください。 ウ 充電設備を複数台導入する場合は、導入車両の台数と導入する充電設備の口数の必要性などを説明 ・**車両台数≧充電口数**であることが必須であるため、導入予定の充電器の口数が車両台数を越えていないことをご説明ください。	・メーカー名及び型式等は経済産業省の「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の交付対象の機器であること。 注２
見積書	充電設備等の導入に関し、交付規程第８条第二号の規定に基づく競争見積書の写し（コピー） （商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス）実施要領（改正令和８年２月２日 環水大モ発第 2602026 号）別表第１電気自動車用充電設備導入事業の第３欄に示す経費を参考に記載していること。） ※申請日時点で有効なもの。 ※申請される充電器のメーカー、型式は補助対象充電設備型式一覧表の内容通りに正しく記載されていること。 ※キュービクルの出力単位はｋW とすること（ｋVA は不可）。	・工事費については同一条件での２社以上の見積もりを取り、適切なものを採用すること。（機器については２社見積は不要） ・機器の見積にあっては型式を記載すること
図面	工事図面（工事概略図、全体図、部分詳細図） ・工事概略図：作業所（車庫）敷地全体での位置関係が分かり、引込線～キュービクル～充電器までの配線等が分かる図面（設置場所見取図等） ・全体図：キュービクル～充電器の配線等に関して、概要が把握できるように表した図面（平面図・配線ルート図等） ・部分詳細図：キュービクル～充電器設置位置における詳細な図面（平面図・電気系統図等）	注２ ・キュービクルの出力単位はｋW とすること
紐づけの資料	車両と充電設備等を分けて申請する場合（車両はリース、充電設備は買取等）、車両と関連づけるための資料として車両申請時の JATA 受付番号（ただし、車両は既に交付申請等をしていること） ※車両と同時に申請をする場合は特に必要はありません。 ・令和７年度（補正予算）「商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス）」において、交付申請等をしている車両に限る	・車両と同時申請の場合は不要 ・システムへの入力
写真	設置予定の場所の写真（撮影日が写し込まれたカラー写真。以下同じ。） ・敷地の「全体像」が確認できるもの（航空写真可） ・充電設備等を「設置する場所」が確認できるもの ・キュービクルを設置する場合は「キュービクルを設置する場所」が確認できる写真も提出すること	
土地使用	設置場所が借地の場合は、申請者と地権者間で借地期間が充電設備等の処分制限期間（６年以上）を満たす契約書の写し（コピー） 充電設備等がリースで、設置場所が貸渡先事業者の土地である場合は充電設備等の処分制限期間（６年以上）を設置することの証明をした許諾書の写し（コピー）	・国又は地方公共団体の土地である場合はこの限りではない。

注１：車両と充電設備等の同時申請にあっては車両申請の書類と併せて一部の提出でよい。

注２：設計上の注意として、以下の点に注意すること。

ア.課金装置については使用できないこと。

イ.充電設備等の設置場所は、申請者が所有する事務所・工場等の敷地内であること。なお、申請者が所有する敷地で充電設備等の設置場所に適した土地がない場合には、借地でも可能とする。

ウ.充電設備は、駐車スペース１台分につき、１基とすること。ただし、充電コネクタが２つ以上又は充電部が２基以上ある充電設備を設置する際には、充電コネクタ・充電部の数量に合わせた広さの駐車スペースを確保すること。

エ.駐車スペースは充電時に電気自動車等が公道にはみ出すなど法令違反とならないようにスペースを確保すること。

・その１の３：（自動車と充電設備等を同時申請する場合）

上記（その１の１）と（その１の２）に基づいて JATA 電子申請システムに入力、資料をアップロードすること。ただし、一部省略される箇所もある。

・その２：完了実績報告時

（JATA の交付決定通知を受け、車両を購入、充電設備等導入またはその両方をした後）

様式類	①交付規程様式第１１（完了実績報告書）	・システムへの入力のため、様式記入による提出は不要
	②交付規程様式第１１（その２の１）（実施報告書（車両）） ※車両申請の場合。	
	③交付規程様式第１１（その２の２）（実施報告書（充電設備等）） ※充電設備等申請の場合。	
請求書	①補助対象経費（車両）に係る請求書の写し（コピー） ※車名・通称名・型式は補助対象車両情報一覧の内容どおりに記載されていること。また、車両本体価格、補助対象車両の登録番号又は車台番号が記載されていること。	
	②補助対象経費（充電設備等）に係る請求書の写し（コピー） ※補助対象充電設備等の型式及び製造番号が記載されていること。	
領収書	①補助対象経費（車両）に係る領収書の写し（コピー） ※補助対象車両の登録番号又は車台番号が記載されていること。	
	②補助対象経費（充電設備等）に係る領収書の写し（コピー） ※補助対象充電設備等の型式及び製造番号が記載されていること。	
導入車両	①補助対象車両の自動車検査証（※）の写し（コピー） （所有権留保を解除した場合は、新車として新規に登録した時の自動車検査証及び移転登録後の自動車検査証の写し（コピー）） ※自動車検査証記録事項のみでも可。改造車にあっては改造後の自動車検査証記録事項に限る。	・車両申請の場合
	②型式「不明」となる車両の場合は 「自動車検査証の型式が『不明』とされた商用車に添付する書面」 （自動車ディーラーが記載をしたもの）	
リース契約の場合の資料	①リース契約書（正式に締結されたもの） 車両と充電設備等を同時に申請された場合は、それぞれ提出。契約予定者及び対象物等必要事項が記載された契約書の写し。	
	②リース料金算定根拠明細書 （補助金がリース料金に反映されていることが確認できるもの） ※補助金の一括還元は認められていません。また、指定の様式はありません。JATA ホームページに掲載の例をご参照ください。 車両と充電設備等を同時に申請された場合は、それぞれ分けて提出してください。	
	転リースの場合は、リース先と転リース先間の上記①～②の資料	
写真	充電設備等の設置写真 （写真には撮影日が写し込まれたカラー写真であること。以下同じ。） ・敷地の「全体」が確認できるもの ・充電設備を「設置した場所」が確認できるもの ・対象となる充電器が明確に撮影されていること ・キュービクルを設置した場合は「キュービクルを設置した場所」が確認できるもの ・プレートなどにより設備の型式及び製造番号(シリアルナンバー)が読み取れること ・基礎工事、配線などが確認できること	充電設備等申請の場合

その３：精算払請求時

交付規程様式第１４（精算払請求書） ※口座の名義は申請者となります。リース会社が申請の場合、リース先の契約者に直接振り込むことはできません。	・様式の提出ではなくシステムへの入力となります。
下記①、②のいずれか ①　振込先口座の通帳表紙並びに通帳を開いた 1、2 ページ目の写し（コピー） ②　金融機関名、支店名、口座名義、預金種別、口座番号が表示されている画面の画像ファイル	・電子ファイルとしてシステムにアップロードしてください

（2）実績申請の場合（車両申請の場合のみ）

様式類	①交付規程様式第１の２（交付申請書兼完了実績報告書）	・システムへの入力のため、様式記入による提出は不要
	②交付規程様式第１（その２の１）（実施計画書（車両））	
	③交付規程様式第１（その３の１）（誓約書）	・入力したファイルをシステムにアップロード
	④交付規程様式第１（その３の２）（表明書） ※令和４年度 CO2 排出量２０万トン以上の事業者が申請者あるいは使用者である場合に提出すること。	・システムへの入力(表明)
	⑤交付規程様式第１（その４の１あるいはその４の２）（国で定める目標（目安）に準じる非化石エネルギー自動車の導入計画書） ※リース等の場合は貸渡し先等使用者の計画とする。	・入力したファイルをシステムにアップロード
	⑥交付規程様式第１４（精算払請求書） ※様式の提出ではなくシステムへの入力となります。 ※口座の名義は申請者となります。リース会社が申請の場合、リース先の契約者に直接振り込むことはできません。	・システムへの入力のため、様式記入による提出は不要
申請者の事業証明	・法人の場合 現在事項全部証明書の写し（コピー）（初回申請時のみ必要。申請時に発行後３か月以内のもの） **※初回申請時以降、必要項目が変更になった場合は、再提出をお願いいたします。** ・個人事業者の場合 住民票の写し（コピー）（申請時に発行後 3 か月以内のもの）又は自動車運転免許証の写し（コピー）（裏面に記載のある場合は裏面のコピーも添付すること） ※個人番号情報が記載されている場合は当該箇所を黒塗りにして提出すること。	
導入車両	①自動車購入契約書の写し（コピー） 発注書、注文書でも可。車両本体価格、納車予定日を明記しているもの） ※車名・通称名・型式は補助対象車両情報一覧の内容どおりに記載されていること	
	②補助対象経費（車両）に係る領収書の写し（コピー） **※補助対象車両の登録番号又は車台番号が記載されていること。**	
	③補助対象車両の自動車検査証（※）の写し（コピー） （所有権留保を解除した場合は、新車として新規に登録した時の自動車検査証及び移転登録後の自動車検査証の写し（コピー）） ※自動車検査証記録事項のみでも可。	
	④型式「不明」となる車両の場合は 「自動車検査証の型式が『不明』とされた商用車に添付する書面」 （自動車ディーラーが記載をしたもの）	
リース契約の場合の資料	①自動車リース契約書 契約者及び対象物等必要事項が記載された契約書の写し（コピー）	
	②リース料金算定根拠明細書 （補助金がリース料金に反映されていることが確認できるもの） ※補助金の一括還元は認められていません。また、指定の様式はありません。JATA ホームページに掲載の例をご参照ください。	
	③リース先の事業証明 「申請者の事業証明」に準ずる。 ・法人の場合 現在事項全部証明書の写し（コピー）（初回申請時のみ。申請時に発行後３か月以内のもの） **※初回申請時以降、必要項目が変更になった場合は、再提出をお願いいたし**	

	ます。 ・個人事業者の場合 住民票の写し（コピー）（申請時に発行後 3 か月以内のもの）又は自動車運転免許証の写し（コピー）（裏面に記載のある場合は裏面のコピーも添付すること） ※個人番号情報が記載されている場合は当該箇所を黒塗りにして提出すること。	
	④転リースの場合は、リース先と転リース先間の上記①～③の資料	
補助対象事業者に関わる書類	自家用有償旅客運送事業許可証又は認可証	・該当する場合のみ
	運行委託契約書	
精算払	下記①、②のいずれか ①　振込先口座の通帳表紙並びに通帳を開いた 1、2 ページ目の写し（コピー） ②　金融機関名、支店名、口座名義、預金種別、口座番号が表示されている画面の画像ファイル ※口座の名義は申請者となります。リース会社が申請の場合、リース先の契約者に直接振り込むことはできません。	・電子ファイルとしてシステムにアップロードしてください

＊一度提出された申請書等（電子ファイル）は、返却できませんのでご了承ください。

＊JATA は、必要に応じて上記以外の書類を求めることがあります。

（3）複数年度事業申請の場合

間接補助事業の実施について、申請受付は受付期間内（単年度）を原則とします。この申請を行う場合は、余裕を持って必ず事前に JATA に相談を行ってください。

複数年度事業申請とは、年度を超えて複数年度にわたり間接補助事業を行う場合の申請方法です。

ただ、補助金の交付は単年度ごとに行うこととなるため、各年度、補助金の交付申請を行い、交付決定を受ける必要があります。補助金の交付決定を受けた年度においては、当該年度の実施計画に記載した工事等の実績に応じた支払いを完了させ、その金額相当の成果品が納められていなければなりません。

なお、２ヶ年度目の補助事業は、政府において所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものです。

１３.（９）の注意事項をよく読んだうえで、申請を行ってください。

・その１：交付申請時

上記（１）（その１の１）及び（その１の２）に基づいて申請するとともに、複数年度事業申請に必要な以下の書類を追加で提出すること。

様式類	①交付規程様式第１（その２の３）（複数年度事業実施計画書）
	②交付規程様式第１（その２の４）（〇年度補正分実施計画書（車両））
	③交付規程様式第１（その２の５）（〇年度補正分実施計画書（充電設備等））

・その２：完了実績報告時

（JATA の交付決定通知を受け、当該年度の間接補助事業を完了した後）

様式類	①交付規程様式第１１（完了実績報告書）	・システムへの入力のため、様式記入による提出は不要
	②交付規程様式第１１（その２の１）（実施報告書（車両）） ※車両申請の場合。	
	③交付規程様式第１１（その２の２）（実施報告書（充電設備等）） ※充電設備等申請の場合。	
請求書	①補助対象経費（車両）に係る請求書の写し（コピー） ※車名・通称名・型式は補助対象車両情報一覧の内容どおりに記載されていること。また、車両本体価格、補助対象車両の登録番号又は車台番号が記載されていること。	
	②補助対象経費（充電設備等）に係る請求書の写し（コピー） ※補助対象充電設備の型式及び製造番号が記載されていること。	
領収書	①補助対象経費（車両）に係る領収書の写し（コピー） ※補助対象車両の登録番号又は車台番号が記載されていること。	
	②補助対象経費（充電設備等）に係る領収書の写し（コピー） ※補助対象充電設備の型式及び製造番号が記載されていること。	
導入車両	①補助対象車両の自動車検査証（※）の写し（コピー） （所有権留保を解除した場合は、新車として新規に登録した時の自動車検査証及び移転登録後の自動車検査証の写し（コピー）） ※自動車検査証記録事項のみでも可。	・車両申請の場合 （車両が年度またぎの場合はこの限りではない。）
	②型式「不明」となる車両の場合は 「自動車検査証の型式が『不明』とされた商用車に添付する書面」 （自動車ディーラーが記載をしたもの）	

リース契約の場合の資料	①リース契約書（正式に締結されたもの） 車両と充電設備を同時に申請された場合は、それぞれ分けて提出してください。契約予定者及び対象物等必要事項が記載された契約書の写し。	
	②リース料金算定根拠明細書 （補助金がリース料金に反映されていることが確認できるもの） ※補助金の一括還元は認められていません。また、指定の様式はありません。JATA ホームページに掲載の例をご参照ください。 車両と充電設備等を同時に申請された場合は、それぞれ分けて提出してください。	
	転リースの場合は、リース先と転リース先間の上記①～②の資料	
写真	充電設備等の設置写真 （写真には撮影日が写し込まれたカラー写真であること。以下同じ。） ・敷地の「全体」が確認できるもの ・充電設備を「設置した場所」が確認できるもの ・キュービクルを設置した場合は「キュービクルを設置した場所」が確認できるもの ・プレートなどにより設備の型式及び製造番号(シリアルナンバー)が読み取れること ・基礎工事、配線などが確認できること	・充電設備等申請の場合

・その３：精算払請求時

交付規程様式第１４（精算払請求書） ※口座の名義は申請者となります。リース会社が申請の場合、リース先の契約者に直接振り込むことはできません。
下記①、②のいずれか ① 振込先口座の通帳表紙並びに通帳を開いた 1、2 ページ目の写し（コピー） ② 金融機関名、支店名、口座名義、預金種別、口座番号が表示されている画面の画像ファイル

・その４：翌年度における事業の開始前

交付規程第１５条に基づき、初年度（１年目）に JATA が定めた期日までに「翌年度間接補助事業開始承認申請」を提出し、JATA の承認を受けた事業は、JATA が定めた日以降、翌年度（２年目）の交付決定前に事業着手が可能です。

様式	①交付規程様式第１５（翌年度間接補助事業開始承認申請書）

（4）国庫債務負担行為による申請の場合

令和７年度補正予算においては国庫債務負担行為による補助を行うこととしておりますが、当該補助の対象となるのは、令和９年１２月１７日までに新車として新規登録されるバス車両（自治体又は公営企業が使用するもの、燃料電池自動車、水素内燃機関型自動車その他契約から納車までに長期間を要する車両に限る。）及びこれと一体となって整備される充電設備等に限ります。この場合、補助金の支払いは令和９年度に行われます。

【国庫債務負担行為とは？】

単年度会計の原則の例外として、複数年度にわたる事業を円滑に進めるために設けられた制度です。国が将来にわたって金銭の給付を伴う債務を負担する行為のことで、当年度内に事業が終了せず翌年度に終了する場合であっても申請可能となる制度です。

この申請を行う場合は、余裕を持って必ず事前に JATA に相談を行ってください。

１０．交付申請書等の注意点

交付申請等にあたっては以下の点に留意して申請してください。

① 申請者が間接補助事業者の要件を満たしているか。

② 申請に係る補助対象車両であり、補助対象車両一覧に掲載されているか。

③ 申請書の添付書類（現在事項全部証明書、見積書、請求書、領収書）等は正しく記載されたものか。

④ 申請者がリース事業者の場合、貸渡し先事業者と正しく契約されているか。

⑤ 補助金がリース料金に反映されているか（一括還元ではなく、月々の料金に反映させていること）。

⑥ 導入された補助対象車両の自動車検査証の記載内容は、申請内容及び添付書類の内容と一致しているか。また、新車新規登録の車両であるか（メーカーによる所有権留保の場合及び改造車の場合は除く）。

⑦ 導入された充電設備等は、導入車両の充電を行うための設置位置、導入口数を上回らず、合理的な出力電力等設備が設置されているか。

⑧ 国で定める目標（目安）に準じる非化石エネルギー自動車の導入計画を設定しているか。

⑨ 定められた期日までに間接補助事業の完了かつ報告が見込めるか。

⑩ 本事業で既に交付決定を受けている車両において、充電設備等のみの申請については、自動車検査証に記載されている使用の本拠の位置と充電設備等の設置位置に正当性があるか。

１１．交付決定等

補助金の交付決定及び額の確定については、申請者又は間接補助事業者に文書により通知します。

なお、自動車メーカー等による虚偽の申請、法令違反その他これに類する行為が確認された際には、補助対象車両の事前登録を解除する場合がありますが、この場合、交付申請の受付後であっても、当該車両に関する交付決定はいたしません。また、既に交付決定した申請についても、当該車両に関してはその決定を取り消し、補助金を交付しない場合があります。

１２．事業報告書の提出

車両導入に対する補助を申請した補助事業者は、補助事業が完了した日（新車は新規登録日、改造車は変更登録日）からその年度の 3 月末までの期間及びその後の 1 年間について、年度毎に当該年度の終了後３０日以内に当該補助事業による CO2 排出削減効果に関連する情報について、交付規程様式第１６による事業報告書を提出してください。

１３．注意事項

（１）補助対象車両等に関し、国の他の補助金と重複して補助金を受けることはできません。

（２）通常申請で補助金申請する場合、車両については申請時において契約又は発注は可能（改造車を除く）ですが、JATA の交付決定を受けるまでは申請に係る自動車を新規登録することはできません。一方、充電設備等については申請時において発注及び設備工事を着工することはできません。従って、交付決定前に発注又は工事を開始した場合、交付決定が無効となります。

（３）補助金の交付を受けて取得した財産について、処分制限期間内に財産処分を行う場合は、事前の承認が必要です。具体的には、補助金を受けて購入した車両は、車両登録の日からそれ

ぞれの車両の法定耐用年数※が処分制限期間（リースの場合は同一の事業者において使用を継続する義務）となります。また、補助金を受けて設置した充電設備の処分制限期間は設置完了した日から６年間となります。その間に売却等で所有者又は使用者を変更する場合は、売却等に先立ってJATAの承認が必要になるとともに、原則として補助金の一部を返還していただくことになります。

※減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）において定める年数

（４）補助事業者が以下の関係会社から調達する場合は、利益等排除の対象となりますので、JATA に申し出てください。利益等排除については、別紙をご参照いただき、必要な書類を添付してください。なお、リース契約に基づく申請は、リース契約の使用者（契約者）との間に資本関係がある場合、利益等排除の対象になります。

① 補助事業者自身
② 100%同一資本に属するグループ企業
③ 補助事業者の関係会社

（５）交付決定額を超える額の確定は行いません。また、完了実績報告時に報告された金額が交付決定額を下回った場合は、報告された金額に基づく確定額となります。

（６）交付申請については通常申請及び実績申請は電子申請にて対応可能ですが、財産処分、抵当権の設定、変更申請等については別途JATA補助金執行グループまでご一報の上、指定された手続を行ってください。

（７）申請（報告）から各種決定までに要する標準期間は資料の不備が解消されてから３０日間とします。ただし、必要に応じて関係省庁と協議する場合等があるため、それ以上の審査期間を要することもあります。

（８）タクシー等車両の自動車検査証は事業用として新規登録された自動車検査証記録事項を提出してください（自家用有償旅客運送事業の車両は除く）。なお、車両登録番号の変更登録をしている場合には、変更前後の自動車検査証記録事項をそれぞれ提出してください。

（９）複数年度にわたる事業については以下のとおりです。

- 初年度（１年目）も完了実績報告が必要です。初年度（１年目）の完了実績報告がない場合は、翌年度（２年目）の申請はできません。
- 翌年度（２年目）の補助金額は、初年度（１年目）の交付決定時に提出した計画に記載の金額を超えることはできません。
- 交付規程第１５条に基づき、初年度（１年目）に JATA の定めた期日までに「翌年度補助事業開始承認申請」を提出し、JATA の承認を受けた事業は、JATA が定めた日以降、翌年度（２年目）の交付決定前に事業着手が可能です。
- 初年度（１年目）に期日までに「翌年度補助事業開始承認申請」を提出しない事業は、翌年度（２年目）の交付決定まで後年度事業に着手することができません。
- ２ヶ年度目の補助事業は、<u>政府において所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるもの</u>です。
- ２ヶ年度目の見込み金額に比較して大幅な予算額の変更や予算内容の変更等が生じたときは、事業内容の変更等を求めることがあります。
- なお、複数年で事業を完成させることを前提として採択された事業について、翌年度以降に事業を廃止する場合には、過年度に交付した補助金の一部又は全部に相当する額を返納させる場合があります。

（10）申請時において、財産処分の制限期間内に使用者の変更が予定されており、計画が示される場合は財産処分の対象とはならない場合があるため、事前に JATA にご相談ください。
（11）地方自治体からの申請において、必要な書類等の提出に対して条例等の制約により何らかの支障が生じる場合は、その対応について事前に JATA にご相談ください。
（12）電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、水素内燃機関型自動車への改造にかかる補助金額ついては、改造を行う上で必要な経費であり JATA が承認した額の 2/3 となります。（1,000 円未満は切り捨て。材料費（パワートレイン）及び労務費に限る。また、開発費用等（デザイン料、テスト費用）を除く。）
（１３）補助金の交付を受けて取得した財産について、処分制限期間内に以下のような不具合が発生した場合には、速やかにその内容を JATA に報告する必要があります。任意の書式にて、発生内容を JATA まで報告してください。
・車両の運行または充電器の稼働が、１５日以上できない見込みの故障または事故
・走行に支障のある部分の故障又はこれに起因する可能性のある事故の発生
・その他、JATA が指示する不具合事象

１４．その他
（1）本要領に定めのない事項につきまして、JATA は環境省と協議を行い、補助対象事業者に対しその見解を示すこととします。
（2）補助対象車両について、自動車事故報告規則（昭和 26 年 12 月 20 日運輸省令 104 号）に定める報告を運輸支局等に行った場合は、JATA にも合わせて報告をお願いします。
（3）JATA から本事業に係る調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、JATA から求められた情報の提供方お願いします。

（本件に関する問合せ先）

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会　事業部　補助金執行グループ

電話 ０３－６８３６-１２０３

※受付時間：平日（年末年始（12 月２９日～１月４日）を除く）
午前９時～午後５時（正午～午後１時を除く）

問い合せメールアドレス　　kanhojo@ataj.or.jp

別紙

間接補助事業における利益等排除について

間接補助事業において、補助対象経費の中に間接補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、間接補助事業の実績額の中に間接補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。そこで本事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

１．利益等排除の対象となる調達先について

間接補助事業者が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。利益等排除の対象範囲には、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」第８条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

（１）間接補助事業者自身
（２）間接補助事業者と 100%同一の資本に属するグループ企業
（３）間接補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

２．利益等排除の方法について

（１）間接補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（２）間接補助事業者と 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は０とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（３）間接補助事業者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費および一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は 0 とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。